東京大学寄付講座等要項

昭和６２年４月２１日
評議会可決
沿革

（趣旨）

第１条　この要項は、寄付講座及び寄付研究部門（以下「寄付講座等」という。）に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要項において、「寄付講座」とは、個人又は団体の寄附による基金をもってその基礎的経費を賄うものとして、学部及び研究科等の大学院組織等に置かれる講座をいう。

２　この要項において、「寄付研究部門」とは、個人又は団体の寄附による基金をもってその基礎的経費を賄うものとして、附置研究所、附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる組織、学際融合研究施設、全国共同利用施設等に置かれる研究部門をいう。

（設置及び運営の原則）

第３条　寄付講座等の設置及び運営は、本学における教育研究の進展及び充実を目的とし、学術に関する社会的要請その他の諸条件の変化への対応並びに教育研究体制における教育研究競争力の強化、流動化、国際化、学際化及び研究成果の公開化の推進に配慮して行うものとする。

２　寄付講座等の設置及び運営にあたっては、本学の自主性が確保されるよう十分に配慮するものとする。

３　第２条第１項及び第２項に定める「基礎的経費」には、次に掲げる経費が含まれるものとする。

(1)　寄付講座等の教員の人件費及び旅費

(2)　建物及び大型の設備に係るものを除き、寄付講座等における教育研究に必要な経費

（名称）

第４条　寄付講座等には、当該寄付講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

２　寄付講座等の名称には、寄附者が明らかとなるような字句を付すことができる。

（講座等統括者）

第５条　寄付講座等を設置する部局は、当該寄付講座等に、講座等統括者を置くものとする。

２　講座等統括者は、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号）第９条第２項に規定する教員のうち教授、准教授、講師又は助教（以下「本学の教員」という。）をもって充てる。

３　講座等統括者は、教育研究計画の遂行等の当該寄付講座等の運営に責任を負う。

（設置の相談）

第６条　寄付講座等の設置を希望する者は、当該寄付講座等を設置しようとする部局の長に対し、事前に相談を行わなければならない。

（本部への相談）

第７条　部局長は、寄付講座等の設置の相談があった場合において、適切な運営に影響を及ぼすおそれがあると思料する事項（以下「懸念事項」という。）があるときは、寄付講座等の設置に先立ち、研究を担当する理事（以下「担当理事」という。）に対し当該懸念事項について相談を行うものとする。

２　担当理事は、前項の相談に対し、設置の適否を判断し、助言を行うものとする。

３　部局長は、設置の内容が前項の担当理事からの助言を踏まえたものとなったことを確認したうえで、第８条第１項に規定する審査をさせるものとする。

（設置の手続及び存続期間）

第８条　寄付講座等を設置するときは、部局の教授会（教授会に相当するものを含む。）において審査させ、総長の委任を受けた部局長がこれを決定するものとし、設置を決定した場合は教育研究評議会及び役員会に報告しなければならない。

２　寄付講座等の存続期間は、原則として３年以上５年以下とする。ただし、当該部局において５年を越える存続期間で寄付講座等を設置しようとするときは、教育研究評議会の承認を得なければならない。

３　寄付講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例に準ずる。

（寄付講座等教員）

第９条　寄付講座等に所属する教員（以下「寄付講座等教員」という。）は、寄附者（寄附者が団体である場合にあっては当該団体に所属する者）、本学の教員及び助手以外の者をもってあてることを原則とする。ただし、本学の教員が寄付講座等教員を兼務する相当の理由がある場合には、この限りでない。

２　寄付講座等教員は、特任教授、特任准教授、特任講師及び特任助教のいずれかとして雇用するものとする。

３　寄付講座等教員は２名以上置くものとし、少なくとも１名は、特任教授又は特任准教授でなければならない。

４　寄付講座等教員の選考は、本学の教員の選考基準に準じて行う。選考の際は、公正性及び透明性を確保するものとし、当該寄付講座等における教育研究に直接関与しない教員を２名以上参画させるものとする。その他選考に関して必要な事項は、各部局において定める。

５　寄付講座等教員は、その職を主たる職とすることを原則とする。ただし、相当の理由がある場合にはこの限りでない。

６　寄付講座等教員の職務権限については、当該部局において、第３条第１項及び第２項の原則のもとに、必要な定めを置くことができる。

（基金）

第１０条　寄付講座等の基金の寄附は、その期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、受け入れの見通しが確実であるときは、年度ごとに分割して受け入れることができる。

（評価）

第１１条　部局長は、寄付講座等を設置したときは、当該寄付講座等に係る評価を行うため、当該部局に評価委員会を設置するものとする。

２　評価委員会は、当該部局の教員２名以上で構成するものとする。

３　評価委員会は、毎年度の終了後及び設置期間終了後、次に掲げる項目について評価を行い、その結果を部局長に報告するものとする。ただし、寄付講座等の設置後６月を経過していない場合は、この限りではない。

(1)　当該寄付講座等の教育内容とその方法及び研究活動等

(2)　当該寄付講座等教員の適性及び契約期間の適切性

(3)　当該寄付講座等の運営状況及び第７条第１項に基づき相談した懸念事項への対応状況

(4)　その他当該寄付講座等の適切な運営状況の確認のために必要な事項

４　部局長は、前項の評価結果を、担当理事に報告するものとする。

（運営状況の確認）

第１２条　部局長は、当該部局に設置した寄付講座等の運営状況を適切に確認し、把握した上で、適切な運営が確保されていないと判断した場合には、担当理事に報告の上、連携して対応を行わなければならない。

２　担当理事は、必要に応じ、寄付講座等の設置部局の長に対し、当該部局に設置された寄付講座等の運営状況その他必要と認めた事項について報告を求めることができる。

３　寄付講座等の設置部局は、前２項に規定する確認等に対して、誠実に協力しなければならない。

（運営状況の調査）

第１３条　担当理事は、第１１条第４項の評価結果及び前条の規定による運営状況の確認により、寄付講座等の適切な運営が確保されていないと判断した場合には、当該寄付講座等について調査を行う。

２　教職員は、前項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠実に協力しなければならない。

３　担当理事は、第１項に規定する調査の結果、当該寄付講座等の運営状況に改善が必要な事項があると認める場合は、当該寄付講座等設置部局の部局長に対し、改善の措置について助言を行うことができる。

４　前３項の調査の手続きその他の必要な事項は、別に定める。

（寄付講座等の廃止）

第１４条　担当理事は、前条に規定する調査の結果、当該寄付講座等の運営状況が不適切であり、廃止が相当であると認める場合は、総長に対して、当該寄付講座等の廃止に関する具申をする。

２　総長は、前項の具申があった場合、当該寄付講座等設置部局の部局長に対し、当該寄付講座等の廃止を命じることができる。

３　総長は、前項により寄付講座等の廃止を命じた場合、教育研究評議会及び役員会に報告を行うものとする。

（プロボストが設置する寄付研究部門等）

第１５条　第２条第２項にかかわらず、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号）第１７条第３項の規定に基づく委員会としてプロボストオフィスの下に置かれるプロボストオフィス機構等運営委員会の下に設置する総括プロジェクト機構に、基金、基金以外の寄附金又は運営費交付金をもって賄うものとして寄付研究部門又は研究部門（以下「寄付研究部門等」という。）を設置することができる。

２　前項にいう総括プロジェクト機構に設置する寄付研究部門は、部局横断的なものとする。

３　第１項の寄付研究部門について、第４条に基づき名称を付す場合には、総括寄付研究部門又は総括寄付講座と称するものとする。

４　前項の総括寄付研究部門又は総括寄付講座のいずれの名称を称するかについては、寄附者の意向を踏まえつつ、その設置の際にプロボストが決定する。

５　第１項の寄付研究部門等の事務は、中核となる教員が所属する部局又は関連する部局が行う。

６　第１項の寄付研究部門等についても、この要項の各規定を準用することとし、この場合において、「部局」とあるのは、「総括プロジェクト機構」に読み替え、「教授会」とあるのは「学術経営

本部会議」と読み替えるものとする。

附　則

この要項は、昭和６２年４月２１日以後において、国立学校に関する法令に寄付講座に関する規定が置かれたときに、その規定の施行の日から実施する。

附　則

この規則は、平成５年１１月１６日から施行する。

附　則

この規則は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１６年９月３０日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年２月１６日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年１１月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日から平成３３年３月３１日までの間における第２条の２の規定の適用については、同条中「文書館」とあるのは、「文書館、東京大学基本組織規則の一部を改正する規則（平成３０年４月２６日東大規則第３号）附則別表に掲げる全学センター」とする。

附　則

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学寄付講座等要項

体系情報

□第４編 研究・交流
　▽第２章 研究・産学連携等

沿革情報

◆昭和６２年０４月２１日　評議会可決
◇平成０５年１１月１６日
◇平成１１年０４月０１日
◇平成１６年０９月３０日
◇平成１７年０２月１６日
◇平成１９年０３月２２日
◇平成２０年０３月２５日
◇平成２５年１１月２８日
◇平成２７年０１月２９日
◇平成３１年０３月２９日
◇令和０２年０９月２４日
◇令和０８年０４月０１日
◇令和０８年０９月１７日